

交通遺児等激励事業のご案内

企業、団体、個人の方から寄せられた善意の寄付金により交通遺児等を支援しています。

1 支援対象者

新潟市内に居住している「中学生以下のお子様」で、
保護者または里親が交通事故により、「死亡」もしくは「重度の後遺障害」に
該当することとなった方

2 支援の内容

(1) 激励金の贈呈

毎年12月に「中学生以下のお子様1名につき3万円」を激励金として贈呈します。

(2) 入学・卒業祝金の贈呈

毎年3月に、「小・中学校に入学、または、中学校を卒業予定のお子様1名につき
3万円」を祝金として贈呈します。

(3) 交流事業の実施

お子様と保護者を対象にした研修旅行等の交流事業を実施します(原則として参加
費無料)。

(4) その他

- ・新潟県交通災害共済加入の扶助(保護者とお子様の年会費の助成)
- ・他団体(公益財団法人 新潟県交通遺児基金など)が実施する支援事業の案内

3 申請方法

新潟市交通対策協議会事務局(市民生活課安心・安全推進室内)までお電話ください。

025-226-1113 (直通) (午前8:30~午後5:30)

お電話をいただいた後に申請書等、詳しい資料を送付いたします。

なお、申請時に交通事故に遭われたことを証明する資料の写しが必要となる場合があります。

※ いただいた個人情報は、対象者の確認や事業目的のみに利用し、その他の目的には利用しません。

新潟市交通対策協議会事務局

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所 市民生活部市民生活課 安心・安全推進室内

TEL:025-226-1113 FAX:025-223-8775 E-mail:shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

注意:令和4年度の事業内容であり、将来的に一部変更される場合があります。